1.3 通水阻害に向き合う際に知っておくべきこと

1.3.1 外来生物法と特定外来生物

■ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下、「外来生物法」という。）は、日本の生態系や農林水産業、人の生命や身体への被害を防ぐことを目的に、特定外来生物の飼養等を規制し、その防除を推進する法律であり、本資料で扱う農業水利施設において通水阻害を引き起こす生物も、その大半が外来生物法の下で飼養等が規制されている。

令和５年４月に外来生物法を一部改正する法律が施行された。この改正により、都道府県、市町村（特別区を含む。）、事業者及び国民に関する責務規定が新設され、都道府県による迅速な防除を可能とするため、従来法で必要とされていた国への確認手続を不要とする防除規定の見直しが行われた。一方、市町村による防除については、引き続き国へ確認手続きが必要であるが、以下の図の通り、手続きが不要となる場合もあるため、詳細については、環境省ホームページを参考にされたい[1) 2)]。

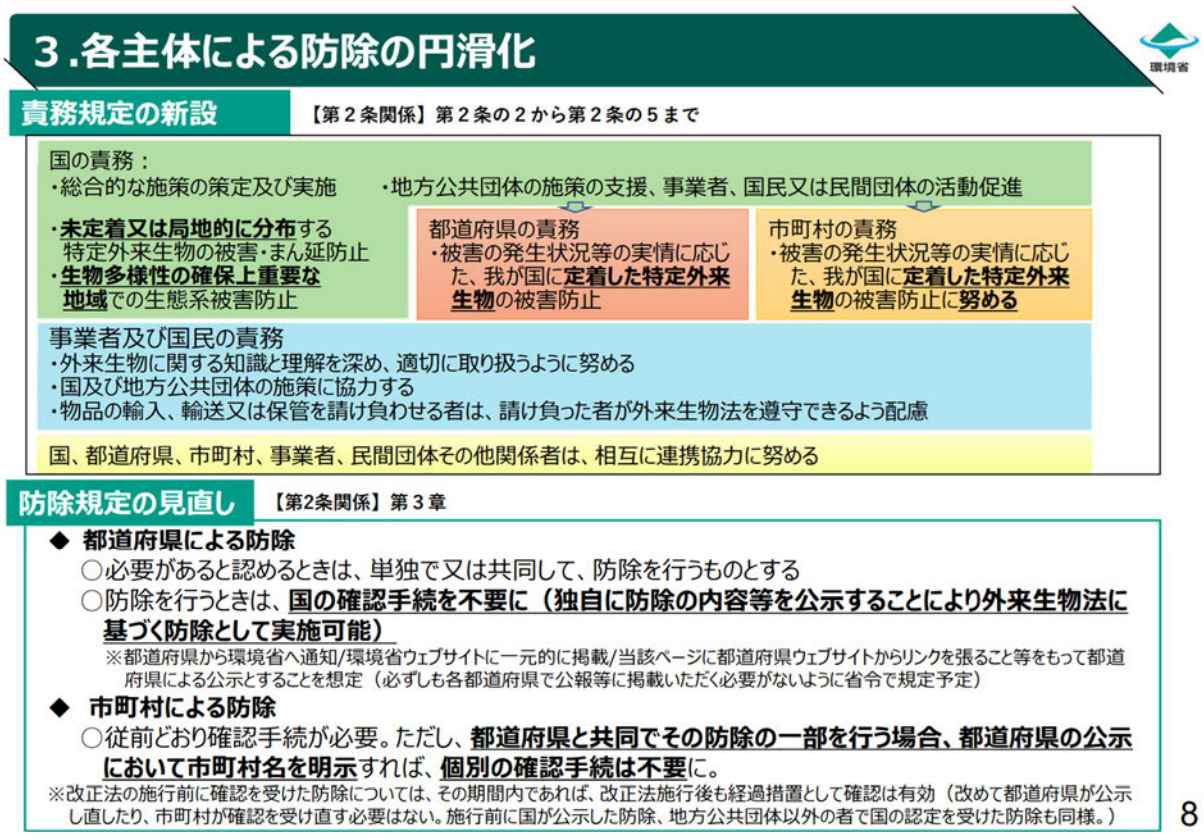

図 1　各主体による防除の円滑化

（「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律について」[2)] より抜粋）
（https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/data/sentei/14/02_zentai_14_sanko.pdf）

■ 我が国の生態系被害等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト

環境省及び農林水産省では、平成 22 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議で採択された愛知目標の達成に資するとともに、外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とした、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」[3] を作成した。

リストには、計 429 種類（動物 229 種類、植物 200 種類）が掲載されており、本資料はこのリストに準拠している。

■ 特定外来生物とは

外来生物法では、問題を引き起こす外来生物のうち生態系等への被害を及ぼすもの（及ぼす恐れがあるもの）を「特定外来生物」として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うことが定められている。

特定外来生物は、繁殖力が高い、拡散しやすい等、一旦侵入すると侵略的に広範囲にまん延してしまう可能性が高く、生態系だけでなく、農林水産業等の産業にも多大な被害をもたらすものが多い。なお、外来生物法の規制を受ける対象は、生きているものに限られるが、個体だけではなく、種子や器官（根や茎）なども含まれる。本資料で取り扱っている特定外来生物は以下の通りである。

オオフサモ

ブラジルチドメグサ

オオバナミズキンバイ

ナガエツルノゲイトウ

ミズヒマワリ

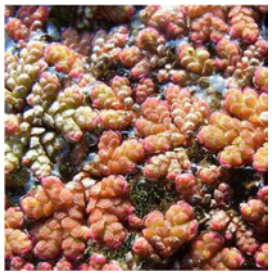

外来アカウキクサ類（アゾラ）

ボタンウキクサ

カワヒバリガイ

特定外来生物に関する詳細については、環境省 HP「特定外来種等一覧」[4] を参考にされたい。（https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html）

1.3.2 特定外来生物を取り扱う際のポイント

【概要】

特定外来生物を取り扱う際には以下のポイントに留意する。

- **★ 栽培や飼育、生きたまま運搬しない**
- **★ 抜いたり刈り取ったりした場合は、種子等が飛散しないように注意する**
- **★ 植えたり、種子をまいたりしない**

特定外来生物は再生力・増殖力が高い生物が多く、駆除の際にまだ生きている個体を運搬すると、かえって拡散してしまうことにつながる。図 4 に示す通り、法律上も、適切な手続きを取らずに生きた個体を保管・運搬する等の行為は規制されており、対策を進めるにあたっては図 5 を参考に適切な手続きを取ったうえで、注意深く駆除する必要がある。

環境省 HP の「日本の外来種対策」[5] においても確認することができる。

（https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/index.html）

図 2　特定外来生物で規制される事項

（農林水産省、環境省、農業・食品産業技術総合研究機構　「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル」[6] より引用）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo_hozen/attach/pdf/nagae-2.pdf

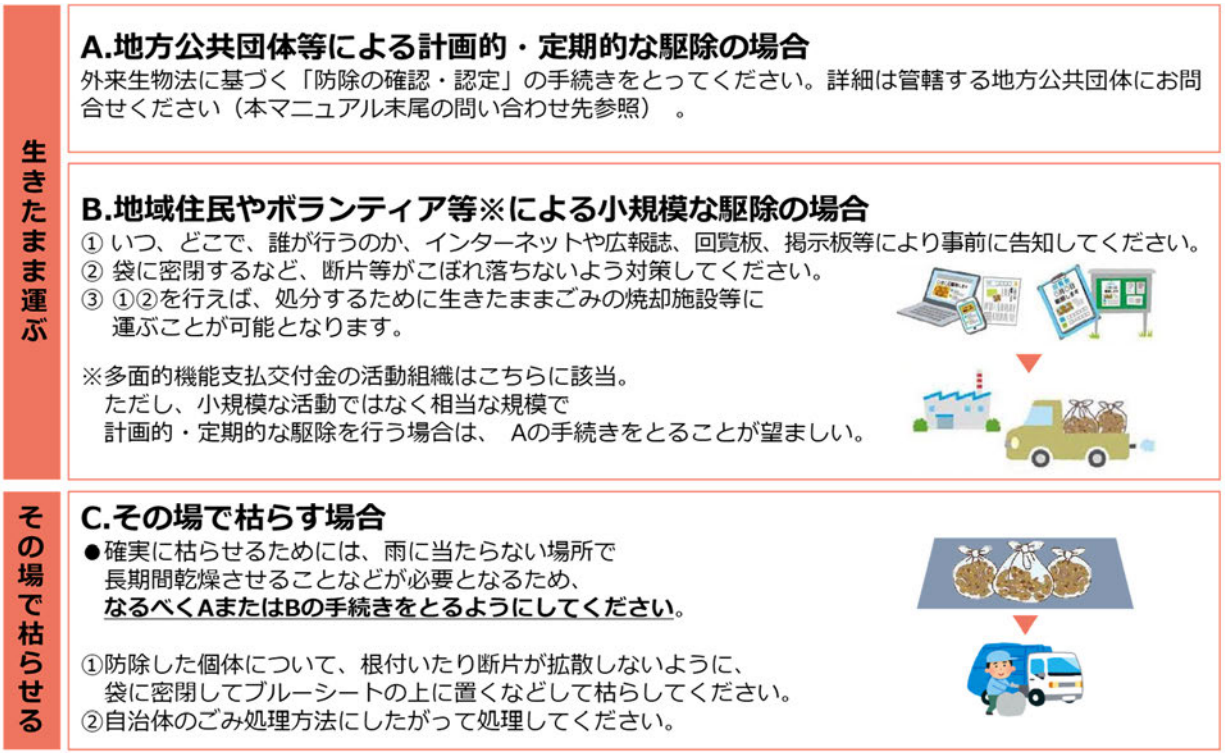

図 3　駆除の際の手続きと注意点

（農林水産省、環境省、農業・食品産業技術総合研究機構　「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル」[6] より一部改変）
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo_hozen/attach/pdf/nagae-2.pdf

1.3.3 外来種被害予防三原則

【概要】

★ 農業水利施設を管理する上でも外来種被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）の考え方が参考となる

★ 「入れない」は通水阻害予防段階において重要である

環境省、国土交通省、農林水産省で作成、公表した外来種被害防止行動計画パンフレット[7]において、外来種被害予防三原則が定義されており、施設を管理する上でこの三原則を順守することは重要である。また、通水阻害の対策を検討する際にもこの三原則の考え方は参考となる。

特に、「入れない」は予防段階の対策として非常に重要である。水源にいる通水阻害要因生物を管理施設内に「入れない」ような対策を実施する必要がある。一部の外来生物は新しい環境への侵略性や拡散する力が高く、一度侵入を許してしまうと駆除には多大な労力と費用を要し、根絶が困難になる恐れがある。

図 4　外来種被害予防三原則

（外来種被害防止行動計画パンフレット[7]より引用）

（https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/plan.pdf）